四日市中央工業高等学校同窓会 部活動報奨金規定

改訂 2023.10.01

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規定は「三重県立四日市中央工業高等学校同窓会 会則」第19条に基づいて 部活動において優秀な成績をおさめた部及び個人にさらなる活躍を期待して 報奨金を贈る

第2章 報獎金

(報奨金の基準)

- 第2条 本規定の報奨金は、次の基準で贈る
 - 1、インターハイ・選手権出場の登録選手
 - ・20 万円/1 団体(登録選手 人数 20 人以上)
 - ・15 万円/1 団体(登録選手 人数 10 ~19 人)
 - ・10 万円/1 団体(登録選手 人数 9 人まで)
 - 1万円/1人 (個人出場)
 - 2、校長が承認したその他の全国大会出場の登録選手
 - ・20 万円/1 団体(登録選手 人数 20 人以上)
 - ・15 万円/1 団体(登録選手 人数 10 ~19 人)
 - ・10 万円/1 団体(登録選手 人数 9 人まで)
 - 1万円/1人 (個人出場)
 - 3、校長が承認した部活動以外の全国大会出場の登録選手
 - 1万円/1人

(報奨金を贈る人数)

第3条 大会の登録選手の人数とする(監督・コーチ・応援者等は含まない)

(報奨金の増額)

第4条 選手が上位に進出し滞在費などが予測以上にかかる場合は、役員会で協議する

(報奨金の受け渡し)

第5条 クラブ顧問に渡し、クラブ顧問・引率教員が存在しない場合は、個人に贈る

(部活動以外の報奨金)

第6条 部活動以外の報奨金は、会長の承認を必要とする

(報奨金受給申請書)

第7条 報奨金を受給する時は、別紙-6「四中工同窓会 部活動報奨金受給申請書」 に必要項目を明記して四中工同窓会に提出する

(報奨金の使途の報告)

第8条 部活動報奨金受給申請書を提出した申請者は、後日会計担当者に報奨金の使途の 報告をする

(報奨金の金額の見直し)

第9条 本規定の報奨金の金額の見直しは、社会状況に応じて変更することが出来る 但し、改訂は、「三重県立四日市中央工業高等学校同窓会 会則」 第26条による

第3章 規定の改訂・改廃

(規定の改訂・改廃)

第 10 条 本規定の改訂・改廃は、「三重県立四日市中央工業高等学校同窓会 会則」 第 26 条による

第4章 附 則

(実施期日)

第11条 本規定は、令和5年(2023).10.01から実施

(改訂・改廃日)

第 12 条 本規則は、令和 5 年(2023).9.15 の第 29 回の総会(書面決議)で一部改訂が承認 された